

# 施設・研修等分科会 第3回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

## 第3回 施設・研修等分科会 議事次第

日 時：平成 19 年 6 月 1 日（金） 10:15 ~ 11:45

場 所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

1．開 会

2．施設関連業務に関する各省ヒアリング

（法務省、外務省、農林水産省）

3．閉 会

< 出席者 >

（委員）

小幡主査、内山専門委員、岡本専門委員、黒川専門委員

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官

（法務省）

大臣官房秘書課 松下政策評価企画室長、矯正局 西田参事官、法務総合研究所総務課 末柄課長補佐

（外務省）

大臣官房会計課 金子管理室長、外務省研修所 鈴木総括指導官、高野事務主事、吉岡教務主事

（農林水産省）

大臣官房経理課 平尾課長、大臣官房秘書課 松尾課長補佐、農林水産研修所 脇坂所長、森林技術総合研修所 城土所長

(法務省関係者入室)

小幡主査 それでは、第3回になります。「施設・研修等分科会」を始めたいと思います。本日は、寺田委員が御都合のため欠席です。

今回は、前回に引き続きまして、施設研修関連業務についてのヒアリングということで、法務省、外務省、農林水産省においでいただいています。

まずは、法務省の方から、主に研修・研究施設でございます矯正研修所、浦安総合センターの管理・運營業務についてお伺いするとともに、施設管理・運營業務一般についても御見解を伺いたいと思っております。

時間も大変限られておりまして、全体で12～13分ということで、非常に少なくして申し訳ございませんけれども、説明をお願いいたします。

西田参事官 それでは、お手元でございます資料に沿って説明させていただきます。1ページ目なんですけれども、これは矯正研修所についての資料でございます。

矯正研修所と申しますのは、全国の刑務所等の刑事施設、少年院、鑑別所、いわゆる矯正施設と言われている施設で勤務する職員に対し研修訓練をする施設でございます。そういった意味から申しますと「1.施設又は研修の種類」というのは研修訓練施設と言わせてもらった方がいいかと思っております。

当方は、特色といたしましては、刑務官、法務教官が対象でございますので、武器とか手錠といったものの操法とか、あるいは集団行動訓練であるとか武道訓練、警備訓練とかそういったものをやるのが特徴となっております。座学もそうなんですけれども、術科が多いのが特徴でございます。

2.で、場所ですけれども、これは矯正研修所という名称なんですけれども、東京の府中でございます。

「3.本類型に属する施設・研修の具体的内容・特徴」は、先ほど申し上げましたように、そういった研修をやるので、概ねほとんどの研修が集合して宿泊する研修になっておりまして、勿論、事務棟がございますけれども、そういった集団行動訓練や武道訓練をやるような設備も併設されているのが特徴であろうかと思っております。

「4.官民競争入札等の対象として提案しない理由」というところは、ここに書いてございますとおり、私どもが考えますのは、通常の民間委託で得られる効果とそれほど差はないということで、今のところ考えておりません。

2ページ目が、簡単に「施設関連業務のフロー図」ということで書かせてもらっておりますけれども、矯正研修所で民間委託しております仕事は警備、設備管理、清掃という感じで、警備と申しますのはいわゆる機械警備でございます。夜間等の機械警備が内容となっております。

3ページ目にありますのが、施設の利用状況、配置人員、予算規模というものが並んでおります。

その次が、こういった研修をしているのかをずっと書かせてもらっております。

一番大規模になりますのが、6ページの一番上に「任用研修課程 高等科第38回 第二部 研修」と書いてありますけれども、これが刑事施設で勤務する職員の幹部になるための研修で、これが一番、人数、規模、期間とも多いものだろうと思います。

矯正研修所関係は以上で終わります。

小幡主査 続けてください。

末柄総務課長補佐 それでは、法務総合研究所が管理しております浦安総合センターにつきまして御説明いたします。

まず、施設の概要でございますけれども、お手元の資料の9ページをご覧くださいと思います。

法務総合研究所は、法務に関する調査研究及び法務省職員に対する研修を行う研究・研修施設でございます。その研究・研修を行うために、千葉県浦安市に設置した施設が浦安総合センターということになります。

研究部門では、犯罪の予防や犯罪者の処遇に関する施策の立案に資するための総合的な刑事政策に関する研究を行っております。

研修部門では、先ほど矯正の話題が出ましたけれども、矯正職員、公安調査庁の職員を除いたその他の法務省職員に対する研修を行っております。

続きまして、資料の12ページをご覧くださいと思います。これらの研究・研修をする浦安総合センターの建物の概要です。

浦安総合センターには、事務棟が2棟、宿泊棟が2棟あります。事務棟2棟のうち、A館と呼んでいる5階建ての建物には、事務室、教室、セミナー室、模擬法廷などがあります。B館と呼んでおります8階建ての建物には、研究部の執務室のほか、研修用の教室、セミナー室、図書室などがあります。

宿泊棟2棟のうち、ひので寮と呼んでいる建物が5階建てになっておりまして、寮室が110室ございます。また、みずき寮と呼んでいる建物が7階建てになっておりまして、寮室が300室ございます。

次に、施設の利用状況でございますけれども、お手元の資料の13ページを見ていただきたいのですが、年間112本の研修を行っております。この研修を実施するために各教室の稼働率でございますが、これは10ページに戻っていただきまして、A館のA1教室の稼働率が69%。以下、A2教室の67%というふうに、ご覧の数値となっております。

「イ 宿泊施設」の稼働率ですけれども、こちらは66%となっております。

「ウ 延受講者数」は、9万8,329人となっております。

この浦安総合センターの配置人員ですけれども、研修・研究合わせまして24人が勤務しておりまして、そのうち施設管理・運営業務に携わっている職員としましては、常勤職員2名に加え、非常勤職員1名の計3名となっております。この常勤職員2名につきましては、研修業務の傍ら施設管理・運営に関する業務を行っております。

「3 予算規模」ですけれども、施設の維持管理業務に関与している研修部門の常勤職

員 2 名分の人件費が 1,410 万 8,000 円。非常勤職員の賃金が 194 万 2,000 円。警備や施設管理、清掃といった民間委託経費、これらの庁舎維持管理費が 1 億 5,545 万 2,000 円というようになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

小幡主査 とりあえず、今の 2 つの説明で、あとはよろしいですか。

松下室長 はい。

小幡主査 わかりました。ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項について 15 分程度、委員との意見交換をしたいと思います。では、委員の先生方からどうぞ。

岡本専門委員 よろしく申し上げます。

今日いただいた資料で、ふと思ったことで大変恐縮な質問になってしまいますが、2 ページの絵と、もう一つ、同じような絵が 8 ページです。質問の趣旨は、この施設関連業務という部分なんです。それぞれの研修施設に常勤の方がいらっしゃって、施設関連をそれぞれやっています。やられている仕事の内容というのは、ここに 3 つ掲げていらっしゃいますけれども、基本的に同じという理解でよろしいでしょうか。ということは、それぞれ分けて置いておられる必要性というのはおありになるんですか。

例えば、これは同じような業務であるとする、それぞれの施設に常にいなければいけない理由ですとか、それぞれを分けてやらなければいけない業務量との関係もあるかと思えますけれども、その辺り、それぞれ常勤 2 名と非常勤 1 名を置いていらっしゃる合理的な理由というのをお聞きしたいんです。例えば、1 人でできるのではないかと思うんです。

西田参事官 済みません、先に矯正研修所の 1 名について御説明しますけれども、1 名置いておりますけれども、この者が維持管理しているわけではございませんで、これは実用度係長がおりまして、この者が民間委託の契約をしたり、そういったことをしている者が 1 名という趣旨でございます。まさに維持管理について専従にやっている職員ではございません。

岡本専門委員 ですから、逆に言うと、別に専従でやるほどの業務量はないということですね。

西田参事官 その点については、すべて委託してやってもらっております。

岡本専門委員 今の私の質問は、それぞれの業務というものが、どの程度業務量があったということをまず確認をさせていただきたいという趣旨で申し上げておるんです。

もっと言いますと、人件費の関係で申しますと、例えば 8 ページの資料の後ろの方にあるところでは、1,400 万円ぐらいの人件費を挙げていらっしゃる。これは常勤の 2 名の方に対する人件費、恐らく給料その他を含めて、1 人大体 700 万円ぐらいというイメージを持ってよろしいのでしょうか。

末柄総務課長補佐 職員 2 名のグレードが違いますので、単純に 2 分の 1 ではないとい

うことです。

岡本専門委員 わかりました。700万円ということはあえて申しませんけれども、お二人で1,400万円の給料等を払っていらっしゃるんですね。

末柄総務課長補佐 はい。この者も、この維持管理業務だけやっているということではないです。

岡本専門委員 それ以外に研修ということですね。研修の内容はどのような内容でございますか。研修関連の業務を行っていらっしゃる傍ら、こういう維持管理をやっていらっしゃるということですか。

末柄総務課長補佐 はい。それは研修の企画立案ですとか、研修レジユメの作成、あとは、研修教材の保管管理といった諸々の業務でございます。

岡本専門委員 ありがとうございます。

小幡主査 ほかにいかがですか。

黒川専門委員 ありがとうございます。具体的にイメージを広げるために、今の岡本専門委員の続きです。

例えば、9ページに組織図がございます。それぞれの方々のやっている業務で、総務企画部関係がここに関係するのだろうと思うんですけども、どのような方が何人ぐらいそこにいるかということをお教えいただけますか。

末柄総務課長補佐 総務企画部は2人おりまして、その下の総務課には8人。企画課が4人です。

黒川専門委員 総務課8人で「庶務・経理及び他の所掌に属さない事務」ということですが、どんな事務に8人費やされていますか。

末柄総務課長補佐 いわゆる庶務系に4名、経理系に4名です。

黒川専門委員 どんな仕事をしていますか。具体的に、4名と4名で、どの程度の業務量がありますか。

末柄総務課長補佐 どの程度というのは、まさに4名と4名それぞれの担当業務がある。

黒川専門委員 どのような仕事がありますか。毎日、総務でどのような業務をされていますか。教えてください。

末柄総務課長補佐 例えば、日々の出勤簿の管理、休暇簿の管理。

黒川専門委員 それから、何ですか。

末柄総務課長補佐 給与の支払いです。

黒川専門委員 それは庶務なのですか。

末柄総務課長補佐 はい。いわゆる庶務と人事と言ったらいいんでしょうか。

黒川専門委員 何をしていますか。それから、どういう職制がいるのですか。

末柄総務課長補佐 総務課には課長がおります。

黒川専門委員 課長さんが1人。それから、何ですか。

末柄総務課長補佐 補佐が1人で、庶務係長と係員です。

黒川専門委員 課長さんはどういう仕事をされていますか。

末柄総務課長補佐 課長は総合調整です。

黒川専門委員 総合調整とは、どんなお仕事をしていますか。

末柄総務課長補佐 日々、発生する決裁を調整する仕事です。

黒川専門委員 決裁案件は何件ぐらいありますか。

末柄総務課長補佐 今、数字は持ち合わせていません。

黒川専門委員 それでは、後でそれぞれの業務内容を出していただけますか。というのは、多分議論が今の施設関連業務だけであれば、そちらがおっしゃっているように、もうそんなに業務はないのだ。それぞれみんな任せてしまって、契約とかそのぐらいしかなくて、それを包括的にといても、それほど変わらないということはずっと御主張されています。そこだけに限ってみれば、そうかもしれない。本当に局所的なところだけで議論をすると、すれ違ってしまおうと思うのです。民間人のイメージからすると、もっと包括的な組織の見直しというのでしょうか、業務全体の中での官民競争入札というような仕組みが入っているのではないかと私は理解するわけです。

そこで、現状の仕組み自体も併せて見直していただいて、その中で、官民競争を含め、見直してみるという姿勢こそが重要ではないか。こう思うわけです。定員制というものがあるから、その中で人がいればいいということではなくて、業務全体をもう一回見直して、それぞれの役職者が何をやっているのかということまで併せて御検討いただきたい。これはお願いでございます。

小幡主査 また改めて考えていただくということで、この点はよろしいですか。

岡本専門委員から続けて、どうぞ。

岡本専門委員 今のお話もそうなんですけれども、例えば、もう一度申し上げますと、1ページで御回答いただいている、今の黒川専門委員のお話にも関係すると思いますけれども「通常の民間委託で得られる効果と同等であり、業務の効率化は期待できない」と断言されていらっしゃるとか、また同じようなことを言いますと7ページになりますが「その業務量は僅かであるから、公共サービス改革法の基本理念である『簡素で効率的な政府』は実現されている」と書かれています。なぜ、こういう形で断言できるのかということを確認させていただきたいというのが趣旨なんです。

例えば、包括的な委託を受けた民間事業者はどうするかというと、多分、業務の見直しをするのではないかと思うんです。確かに人員的に、あるいは業務量からすると、できる限り出してしまおう。その前提条件は、今の業務形態なり、あるいは今のいろんなもの前提条件を変えないでいるということが、我々としては見え隠れするのではないかと思っています。

では、変えるという発想があまりにならないのかということなんです。例えば業務量が僅かであるということと言われるならば、まだ僅かな人がいるその仕事を研修の傍らやられるのであれば、その研修をやっていらっしゃる方々をもう少しうまく調整ができれば、

この人を置く必要がないのではないかとか、そういうふうにも思ってしまうわけです。ですから、こう断言されるに当たっては、どの程度、既存の業務というものを見直した結果、これ以上、絶対にできないと主張されるのかどうかということなんです。

もし、それだとすると、主張されるのであれば、1回、民間事業者に出してみられて、やはり民間事業者も法務省さんよりもできないとなれば、それは法務省さんがやられればいいですけども、1回出してみられて、民間事業者はどういうふうに展開するか出されてみられたらどうですかという気もするわけです。

ですから、法務省さんの論理もおありになると思いますので、そういうものを果たして、今、黒川先生の言葉を挙げて言いますと、市場に出されて検証されてみたらどうでしょうか。それで法務省さんの方がよかったら、それはそれで官民競争入札も結構だと思います。そういう形で我々は検討させていただいているということですので、こう断言される理由を、一番いいのは定量的な話になるんでしょうけれども、恐らく定量的なことは難しくもあるでしょうから、定性的なことも含めて、今後、資料としてお出しいただくか、あるいは議論していただきたいと思います。

小幡主査 どうぞ。

内山専門委員 今回の黒川専門委員、岡本専門委員の御発言と重なりますけれども、例えば、こちらの矯正研修所について通常の民間委託と「市場化テスト」は効果が同じであって、効率が期待できないと言われてはいますが、これは論理的に考えて必ずしもそうではない。すなわち「市場化テスト」にしますと包括化が可能ですし、かつ複数年契約という形になって、いわゆる規模の経済性が働き、効率化できる余地、可能性はあるわけです。更に言えば、一般競争入札的なものとは違いまして総合評価方式ですので、価格だけではなくてサービスの質まで考慮できる。こういった点で「市場化テスト」の方は明らかにメリットがございます。

逆に「市場化テスト」を行うことによるデメリットは何なのか。これは必ず「市場化テスト」で民間にやらせろということではございません。今、岡本専門委員の発言にもあったように、本当に官の側が今の体制で効率的にやっているかどうかを市場メカニズムに照らし合わせて検証する、テストするということに、この「市場化テスト」の意味があるわけです。ですから、その結果として官の側が落札して、やはり今の体制が効率的だということが検証できれば、我々はそれで納得するわけです。その検証もしないでできないと言われると、これはやはりちょっと違うのではないのかなというふうに我々としては考えてしまうという次第です。

また、こちらの浦安総合センターの方につきましても同様のことが言えまして、既に「簡素で効率的な政府」が実現されているということですが、これについても、機会費用、オポチュニティーコストの考え方が必要だと思うんです。つまり、今は職員が傍らやっているということですが、これをもし、その職員が傍らにやらずに本当に研修業務に特化できれば、よりよい研修内容が提供できるのではないかと。施設管理業務のようなものは民間に



一括して委託した方が、民間の方がスペシャライズしていますから、よりよいサービスが提供できるのではないかと。こういうことが十分考えられるわけです。

いずれにせよ、そういった意味でメリットがある可能性は高い。その一方でデメリットは少ない。では、なぜ「市場化テスト」をやらないんですかということについて、正直申し上げて必ずしも説得的なお答えをしていただけていないというふうに我々は考えております。

小幡主査 まさに、今、専門委員の方々がおっしゃったとおりなのですが、要するに民間委託に十分出していってらっしゃるといふご説明のようですね。つまり、民間でやれるということは認めていってらっしゃるので、そうであれば、個々の出し方も含めて、これを包括的に民間に出しますと、またいろいろな仕組みの可能性がありまして、全体として質がよくなって、あるいは質の内容についても透明な形ではっきりしてまいりますので、官民競争入札でやれば、質も向上しコストも削減ということが、実現できる可能性もございます。既に民間に出しているからということであれば、民間に出せるということは当然の前提の話になっておりますので、そうであれば是非、官民競争入札ということを考えていただきたいということでございます。

本日の資料にありますように、法務省はいろいろ施設をお持ちで、本省も含めていろいろございますが、これも、ほかの省からは施設管理については官民競争入札の対象にできるという回答をしているところもございますので、そういった点も検討をしていただきたいと思います。

入管などというのも、刑務施設についてもいまは民間委託を進めていて、例えばPFI刑務所も出てきているという現状がございますので、施設の内容が、収容施設であるということはよくわかりますが、同じことは刑務施設でも当然言えるわけでございますから、これも直ちに、これだけで官民競争入札の対象にできないという話でもないかと思っておりますので、ほかの施設も含めてお考えいただきたいと思います。更に今日は2施設、研修施設についてご検討いただいて、この2施設については既に個別に民間委託でやっているからということが主な理由のようでございますが、そうであれば別に障害はないわけでございますので、官民競争入札ということを前向きに考えていただきたいと思います。それから、ほかの施設についても更に検討いただきたいと思いますということをこちらからお願いしたいと思います。

今、黒川専門委員からございました人員配置で、今、施設管理を主にやっている人は何人だということについても、総務課の庶務についての仕事等も含めて、もう少し業務自身を再構築できる可能性もあるのではないかとこの話もございましたので、そういうことも含めて御検討いただきたいと思います。

今日は、この辺りでヒアリングを終えたいと思っておりますが、実は、この我々の分科会の施設管理・運營業務というのは、各省の特殊性というのはそれほどなくて、総じて「市場化テスト」の対象にできるものだと我々は考えております。今回、研修施設を主に説明いただいたのですが、研修施設についてはなお一層、明らかに「市場化テスト」の対象にでき

と思いますし、およそ本省あるいはほかの研修施設以外の施設についてもかなりの可能性があるかと思えますし、ほかの府省からは前向きな回答を既にいただいているところもございます。

したがって、法務省におかれましても、施設管理・運營業務について「市場化テスト」の対象とすることについて、夏の基本方針の改定に反映したいと我々は思っておりますので、そういう方向で是非、積極的にご提案いただきたいと思います。

そういうことで、何かございますか。

松下室長 1点だけよろしいでしょうか。

法務省の施設も他省庁と同じように考えられるのではないかと御指摘だったと思うんですけども、いわゆる中央省庁の中でも、法務省の特に合同庁舎の方は若干特殊な面がございます、隣の検察庁の部分ですとか、裁判所が入っている建物も含めて一括管理をしている関係上、他省庁のいわゆる行政事務をやっているところが専ら入っているところとは違う特殊性があるということは御理解いただきたいと思います、それは資料に書かせていただいたとおりでございます。

あと、1点だけ誤解があると非常に残念でございますので申し上げますと、先ほどの法務総合研究所の関係で、定員制があるので、その定員の中でという御指摘がございましたけれども、決してそういうふうに考えているわけではございません、法務総合研究所は、浦安総合センターもありますけれども、関連施設と申しますか、ほかにも支所が大阪とかにもございまして、法務総合研究所そのものは、法務省の合同庁舎の管理の中に総務企画部などがございまして、センターだけしか管理していないわけではございません。そういった、いろいろなところにまたがる業務を持っておりますので、そういった面での業務量があるということも御理解いただければと思います。必要があればまた御説明いたします。

黒川専門委員 わかりました。今日いただいた資料ではわからなかったのですが、今、支所ですか、分室みたいなものがほかにもあるんですか。

松下室長 支所と申しますか、法務総合研究所の総務企画部は、法務省の本省の中に入っております。

黒川専門委員 本省にあるのですか。では、この8人の方々は本省にいらっしゃるわけですか。

末柄総務課長補佐 建物が6号館という中央合同庁舎の中に入っております。

黒川専門委員 それでは、現場にはいらっしゃらない。現場というか、浦安には全然いないということですか。

末柄総務課長補佐 浦安には、研修をやるときに職員が浦安に行って研修を実施しております。そうしますと、教官とかは机は霞が関にある。授業をするときに浦安に行く。

黒川専門委員 教官の方々も霞が関にいらして、そうすると、施設の事務室にはどういう方々がいらっしゃるのですか。

末柄総務課長補佐 事務室といたしますと、浦安のことでしょうか。

黒川専門委員 浦安です。とりあえず、ここは浦安のことを念頭に置いていますので、そうするとどういう管理・運営になっているのでしょうか。

末柄総務課長補佐 そうしますと、いわゆる主力部隊が霞が関にいて、実施する上で霞が関では手狭ですので、浦安に教室とかを建てたということになります。

黒川専門委員 それでは、後で、その仕組みというかパンフレットとか。それから、総務企画部系は、そこにいないということであれば、実際に浦安の、今回の話題に関連する業務は一体何があって、だれがやっているのか。もうすでに、民間にそれぞれ個別に発注しているところでみんなやられてしまっているのか。それから、総合調整とか何か問題があったときに決裁をするというところは大事だろうと思うのです。それは個々の民間委託のところの方々がやっているのか、あるいは上に上がってきて相談をするのか。個々のレベルにもよるでしょうけれども、その辺も関係すると思うのです。例えば包括委託をするということになると、御検討されることになると思うのです。こういうクレームがあったらどちらが処理するのかとか、検討するとすればそういうような問題も考えなくてはならなくなると思うのです。

だから、その辺も教えていただけますか。多分、こちらの事務局の方はいろんな省庁のことも知っておりますので、こういうことが問題になるのだということも多分話題になると思いますので、是非とも情報を相互に交流していただけますか。

末柄総務課長補佐 はい。

内山専門委員 今の黒川先生の補足なんですが、先ほどの法務総合研究所総務課8名というのと、この浦安総合センターの配置人員常勤2名との関係で、これは総務課8名の内数ではなくて外数ですか。8プラス2ということですね。

末柄総務課長補佐 はい。

内山専門委員 この職員の方が、僅かな業務を行っていらっしゃるということなので、僅かというのはどの程度のことを、定量的にどうなのか、どのような内容のことなのか、定性的にどうなのか。その量と質の面について、詳しいことを教えていただければと思います。

小幡主査 それでは、時間も経過しましたので、先ほどの本省の裁判所とかの関係というのは、ある程度理解いたしますけれども、ほかにもいろいろ施設をお持ちですので、全体を含めて更に御検討いただいて、研修施設については、私ども皆同様に、「市場化テスト」の対象にできるのではないかという感触を持っておりますので、是非、積極的に提案いただきたいと思います。とっております。

本日はお忙しいところありがとうございました。これで法務省のヒアリングを終わりたいと思います。

(法務省関係者退室)

( 外務省関係者入室 )

小幡主査 続きますして、外務省から研修教育施設として、外務省研修所の管理・運營業務について伺いたいと思います。併せて、施設管理・運營業務一般についても、御見解を伺いたいと存じております。

それでは、外務省の方々よろしくお願いいたします。時間も限られておりまして、併せて12分程度で御説明お願いいたしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

鈴木総括指導官 外務省研修所の総括指導官しております、鈴木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

研修所の施設管理、運營業務について、お話ししたいと思います。

まず、研修所は1946年、ちょうど終戦の翌年に開設されたわけですが、当時、アメリカに占領されて、ほとんど外交機能がない状況で、来るべき国交再開に備える必要があるということで、当時の吉田茂元外務大臣の提唱により、1946年に開設されました。当初は文京区の大塚に開設されましたが、その後、昭和63年の閣議決定に基づいて、国の行政機関の移転、1省庁につき1機関を地方に移転することになりまして、平成6年3月に現在の神奈川県相模大野というところに外務省研修所が移っております。

資料の11ページをごらんいただきたいんですけども、平成17年1月～平成18年3月までの間で、これは研修所が独自に実施している研修でございますけれども、ほぼ1年を通じて研修が行われております。ちょっと細かい字で恐縮なんですけれども、現在5月の時点では、上から3番目、2・3部後期研修というものが行われております。これは国家公務員I種及び国家II種に相当する専門職で入省して1年もしくは2年経って、これからいよいよ在外に語学研修に出る人たちに対する研修が行われております。

他方、同時に行われている他の研修もございますし、そういうことで1年を通じて研修所にて各種の研修が行われています。

こういう研修の中で研修の科目によっては、秘匿性のあることもやっております。講義で使用する配付資料には秘匿性のあるものも入っております。これは、研修生が講義を聞いた後は、回収してシュレッダーにかける等処理しておりますが、事務局においては、そういう各研修、防衛問題、インテリジェンスといった科目によってはそういう機微な資料があるものですから、研修においても本省と同様、秘密を保全していかなければならないという必要性があります。

そのほかに、通常の執務上必要な資料、電信についても秘匿性のあるものがありますけれども、それについても研修所に保管されています。研修所も、外務省の一部でありますから、常日頃からそういう秘密保全ということに心がけている次第でございます。

現在、研修所でいろいろ外部の業者と様々な契約を結んでおります。警備の関係でも人間が行う警備、そして研修所の業務が終了した後の夜間の機械システムを使って行う機械

警備があります。さらに各種の保守等についてさまざまな業者と契約を結んでいるわけですが、今回包括契約するという点について、1つは秘密保全の観点から、なるべく限られた業者とし、余り多くの業者が書類の保管場所にアクセスすることの可能性を低くする必要はないかと考えております。

それから、サービスの観点です。研修所は相模大野にあるものですから、何か関連の機械が故障したり不具合が生じた場合、すぐに駆け付け、迅速に対応できるということが求められます。

次に経済面の観点です。特に機械警備などは、いわゆる1回警備の機械のシステムを導入してしまいますと、それが業者を変えるごとにシステムを変えとなると大変な予算の支出を必要とするものですから、そういう経済面について考慮する必要があります。

以上の理由から、一括して業者に委託するという点で、果たして大丈夫であろうかとの懸念を有しております。

次に業務内容でございますけれども、研修所の研修というのは、外務講義と語学研修の2つからなっております。

外務講義は、外務省の職員が講義することが多いのですが、講義内容によっては外部の講師をお願いしております。例えば茶道、華道等、その分野のたけておられる方に一部お願いして、講義していただいております。

語学研修については、研修所に常勤講師が6名おります。そのほかに非常勤でいろいろな言葉で登録されている方々が800名ほどおりますけれども、その中で、年間大体100人ぐらいの非常勤講師の方をお願いして、語学研修を実施しております。

そのほかに研修の種類によっては、外部の業者に委託して実施しているのもあります。例えば通訳研修などはそうです。その場合、私ども企画招請という形で、それぞれ研修の種類によって性格も違いますし、それからレベルも違うものですから、業者に対してこういう研修についてはこういうカリキュラムでこういう内容でこういう成果を期待しているんですということを、すべて実施要領に書いて、それに対して業者がいろいろ提案してくるわけですが、それについては、やはり在外公館で勤務した経験のある人たちが、同提案を良く検討して、最終的にどの業者にするかということを決めています。

そこでは、やはり在外公館に勤務した職員による検討・チェックが非常に大事になってきます。

そのほかに言葉によって、例えば都道府県から出向して外務省の本省に勤務されて、その後、在外公館に行くという制度がございます。そういう人達に対する研修を外交実務研修と呼んでおりますけれども、その中に例えばある語学につき1人しか受講者がいない場合、同一語学である他の研修プログラムへの移行等を行う場合があります。これは、経費面の節約から実施するのですが、いわゆる各研修プログラムの移行について、研修生、研修所、それからその研修生が所属する所属課、更に人事課といった四者間でそのたびごとに連絡調整していく必要があります。

そういうことで、いわゆる語学研修について、一括で業者に委託するということは、語学研修においてはなじまないのではないかと考えております。

以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、御説明いただきました事項について、我々の方との意見交換に移らせていただきます。

黒川専門委員 ありがとうございます。

何か雰囲気はわかってまいりましたけれども、外務省の皆様方とお話をする機会があると、必ず外務省は特に機密事項が多くて、その保全が大切で考えてくださいということをおっしゃる。国民の立場からいうと、外務省はそんなに機密があるのか。国民からすると外交交渉なのだろうと思うわけですが、そんなにそれぞれの外務省の方々、みんながみんなすごいシークレットの仕事をしているのか。すごいのだと思う反面、わからないものですから、どんなことがあるんだろうと思う。

研修所ですら、これからどこか海外に行くというところに、どんな機密があるのかということが、想像ができない。研修所でこれからというときに、何をもって特別にまたほかの研修所とは違う機密のものを扱っているか。その内容をもうちょっと国民のために教えていただきたいのが1点です。

それから、先ほどそういうようなことを民間の人たちには危険ではない。そうすると、民間の業者というのはそんなに危険なのか。それであれば、教室とかそういうところのお掃除も今は公務員の方がやってらっしゃるんですね。要するに「市場化テスト」は包括的に委託したらどうかということなので、今やっている掃除とかそういうのも、教室に入ってくるのが困るというのであれば、既に教室から何から全部、そういうところは公務員の方がお掃除もされて、やられているのですか。そこをちょっと教えていただきたい。

鈴木総括指導官 わかりました。

研修所については、その機密性の質・量において外務本省と比べようもありませんが、基本的に2つあります。まず研修のために使う資料です。これはいろいろな講義で、先ほど一部言いましたけれども、軍事力の話とか安全保障、インテリジェンス等そういう中には秘密指定の資料も入ってきます。

このような資料については、研修所事務局の方に当然保管されます。

なお研修生に配布した資料については、必要に応じて、講義終了後全部回収してシュレッダーにかけるということで処理しています。

もう一つは、本省で作成されたいろんな調書、資料が研修所にも配布されて来ます。これは研修所幹部及び職員が外務省員として知っておかなければならない必要性から配布されているものです。その中にはいわゆる秘密指定のかかった資料もあります。更に在外公館からの電信もあります。したがって、そういう外務省員として、更に幹部として知っておかなければならないような資料が、研修所に保管されております。

先ほどの清掃については、民間の業者に委託してやっております。なお、これら書類を保管してある場所を掃除する時は、職員が必ず立ち会うことにしております。

内山専門委員 どのような秘密があるかということについては、一応理解しました。ただ、それについても「市場化テスト」ができないということの固い理由にはならないと我々は考えます。

なぜならば、まず第一に「市場化テスト」の法律にのせますと、それを民の側が落とした場合に、みなし公務員になるわけです。すなわち、これもよく御存じだと思いますが、国家公務員と同等の秘密漏えいについては刑事罰が下る。刑事罰という非常に強いサンクション、制裁が下る。これは普通の個別の民間委託で入れるよりも、ずっと強いサンクションが科されるわけで、そういう意味で機密性の程度という点では、同じ民間を入れるのであれば「市場化テスト」の方法にのせていただいた方がずっとよいということが1点あります。

2点目はどうも誤解があるようなんですが「市場化テスト」で総括管理業務を民の側に委託することになると、総括管理をやる民の人がどこもかしこも建物のかぎを持って好き勝手開けてしまうのかということ、そんなことは決してないわけです。今までも清掃であるとか警備だとかは民にやらせているわけですし、そういった業務を総合調整するのにより優れた民の側にやらせることによって、効率的になるということです。例えば機密文書については民の側には触らせない、あるいは掃除をするときも、だれか一人官の側が立ち会うということは、今までと全く同じようにできるわけです。その点はひょっとすると誤解があるかもしれません。

その点で、改めて申し上げますと「市場化テスト」というのは、そういう意味では、メリットがある可能性が非常に高いわけです。必ずメリットがあるとは限らない。ただ、メリットのある可能性が高い。

一方で、デメリットがどれだけあるかということ、それは正直言って余りないと思います。すなわち、本当に、今、官の側が効率的にやっているのかどうかということ市場メカニズムに照らし合わせて、テストする、検証するところに目的があります。

1点申し忘れましたが、価格だけではなくて総合評価方式でやりますので、要は、官の側と民の側を比べて、やはり官の側がセキュリティーの面も含めて効率的でかつ優れているということがわかれば、それはそれでいいわけです。要は、その点をしっかりと検証しましょう、ということです。そうでないと、国民にアカウンタビリティー（説明責任）は発揮できません。「市場化テスト」という形で説明責任を發揮していただいて、その結果、やはり官が優れているということであれば、それでいいということです。是非とも「市場化テスト」に一度のせていただくということを、前向きに考えていただければと思います。

小幡主査 どうぞ。

黒川専門委員 それでは手短かにいたします。

そちらからいただいた資料の7ページに「施設管理・運營業務に係る配置人員」がござ

います。そこで請負業者の方々が8人いて、派遣も3名、電話もあって、合わせて11人。施設管理・運営に係る公務員の方々が3名いらっしゃる。ですから、これを合わせて全部施設管理・運營業務をやっているというふうに、この資料だけだと見えるわけです。

ですから、これはどういう役割分担で、公務員の方3名と現場でやっている方がいるのかということ、もうちょっとそれぞれの業務分担内容、3名の方はどういうことをやっているのか。スーパーバイザー的な、あるいは調整だとすると、現場の方が8人で、管理・運営だけで3名もいるというのは、ちょっとよくわからないので、それぞれの業務の内容を教えてください。

それから、逆にいうと今回のスキームというのは、今、言った3名の業務ももしかしてもう一回見直してみるといい機会になるかと思うのです。ですから、既存のずっとやってきたということというのともわかるんですけども、せっかく政府が力を入れてやろうと言っているのですから、もう一回見直してみるという作業を、実際に民間に委託することになるかどうかかわからないわけですから、そのいい機会だと思うんです。それぞれ皆様方も、組織の中の在り方というのですか、それぞれの役職、役割分担、こういうのをもう一回見ていただいて、それでこの3名が3名いて、更に8名の方を総括というんだったら、屋上屋を架すというようなことも議論になるかもしれないんだけども、皆様方の組織の中も見直した中で、全体としてどちらの方がより効率よく、またサービスがよくなるのかということを検討していただきたい。検討に参加していただきたい。それだけお願いしたいと思います。

鈴木総括指導官 わかりました。施設管理・運營業務に関わる職員は3名です。この3人は、この他にも勿論いろいろな会計業務とか全体の事務運営に関わることにも携わっています。実際3人のうちの一番上は、事務主事、もう一人は会計庶務班長、もう一人はまさしく直接この施設管理・運營業務に携わっている他、会計業務の一部も担当しております。実際問題としてこの3名でもむしろ足りないくらいだと考えております。これ以上、人は割けないものですから、この3名でやっております。

特に直接あたっています職員については、研修所の施設関係のすべてのものを担当していますし、その上の会計庶務班長につきましても、それを補完的に見てアドバイスして、そのほかに会計全般のことを担当しております。

したがいまして、これは今おっしゃられたことはよくわかりますので、私の方でも真摯に受け止めて、検討したいと思っておりますけれども、この辺はかなりぎりぎりの中でやっているというのが現状でございます。

小幡主査 続けてお伺いしたいのですが、この常勤職員の上記以外の業務に携わる職員数14というのは、相模大野の施設におられるのですか。

鈴木総括指導官 相模大野と外務省本省の中に研修所の分室というのがございまして、そこにも若干名おります。

小幡主査 その14人は、基本的には全員相模大野にいらっしゃるのですか。分室に若干



おられるのですか。

鈴木総括指導官 そうです。14人は相模大野と外務省分室の職員の合計です。

小幡主査 これは語学の先生とか、そういうことですか。

鈴木総括指導官 この上記以外の職員(14名)といたしますのは、いわゆる先ほども言いました外務講義班と語学班等の職員が含まれている数字です。外務講義班は省内の各職員に講義をお願いする等連絡調整などを行っています。

小幡主査 調整というか、そうすると教える方本人ではないのですか。

鈴木総括指導官 教える方本人ではありません。あくまでもこれは職員であって、外務講義班については講師とカリキュラムの調整、講師へのお願いをすることがまず一つです。それから、それぞれの各研修のプログラム、例えば今も2部3部の後期の研修をやっておりますけれども、それをどういうふうにして実施していくかということをやっています。

小幡主査 要するに、企画をなさる方ですね。

鈴木総括指導官 そうです。そういう人たちが外務講義班。もう一つは、語学班です。

小幡主査 ここの班というのがそうだとということですね。会計庶務班と語学班と外務講義班の3班が14人の内訳ですね。

鈴木総括指導官 それに、所長等相模大野にいる職員と本省分室の職員全部の数字です。

小幡主査 それで14ですか。

鈴木総括指導官 はい。

小幡主査 これ以外に施設管理ですか。

鈴木総括指導官 ですから、この表で言いますと、会計庶務班の2名及び事務主事が1名で、この3名が施設管理に携わっている人員です。あとの14名が先程申し上げた14名です。

小幡主査 お伺いしたいのは、先ほど研修のソフトな部分についても御説明があって、語学についてはなかなかほかの外部に委託するというのは難しいというお話がございました。今回のヒアリングはハードな面というか、施設管理業務であって、研修のソフトな内容自身については、とりあえずは聞く予定はなかったのですが、やはり考え方として稼働率もそうなのですが、こういう施設を持っていて、これをいかに効率的に動かしているかという視点が大事だと思うのです。その観点から「市場化テスト」も考えていただきたいということなのです。

本質的問題としては、研修内容とか、あるいは今、分室がおありだということで相模大野まで行って研修を受けるというのは、実は外務省の職員の方にとってみても時間も大変で、実質的には稼働率が二十何%というのは、そういうところに理由があるのではないかなというような感じもあります。

ですから、せっかく施設を持っていて、人もそこに何人が張り付いていて、本当に効率的に研修に使われているかということを含めて、本来は考えていただきたいというのが、実はあるのですが、そこまで大きな話にしなくても、少なくとも、今、既に民間の方が入

って警備とか清掃などいろいろなさっているということでございますので、この業務の在り方を含めて、官民競争入札にいたしますと、内山専門委員がおっしゃってくださいましたように、改めてサービスの内容を吟味して、その上で包括的に民間に委ねることによって、人数的にも費用的にも、より効率的になり得る可能性が高いので、少なくとも研修施設については是非やっていただきたいと思います。

秘密保持の話は、先ほど専門委員からお話したとおりでして、研修施設についてはもとより本省も外務省についてはいろいろ秘密、機密性があるというご主張はわかりますが、そうは言っても、恐らく、そのために外務省本省が全く民間委託を入れていないということはないと思うのです。今はかなり効率性が必要となっておりますので、恐らく部署部署、部門部門で民間を入れてやっていらっしゃると思いますが、公共サービス改革法はむしろみなし公務員で秘密保持については、より厳密にできるということですので、本省の方も含めまして、是非「市場化テスト」を考えていただきたいと思っております。

この話は別に各省の特殊性は、それほど大きいものではなくて、我々としては総じて「市場化テスト」の対象にできるものと考えて、今ヒアリングをしているところですが、既に本省レベルと研修施設レベルの両方でできるとお答えになっていらっしゃる府省もございますので、外務省におかれましても、今の機密の点は、お話したように、むしろこちらの方がよくなるということでございますから、夏の基本方針改定にこちらとしては是非反映したいと思っておりますので、積極的に研修施設、できましたら本省も含めて「市場化テスト」の対象にするという方向で、是非御提案いただきたいと思っております。

鈴木総括指導官 わかりました。

小幡主査 多少、質問等もいたしましたので、それも含めて後でお答えいただきたいと思っております。

鈴木総括指導官 1点だけいいですか。今の稼働率についての御説明をさせていただきます。

研修所の教室というのは、語学教室が圧倒的に多く、特殊語とかもあるものですから、数名単位しか入らない小さな教室です。他方、先ほど言いました外務講義というのは研修生全員に対して行う必要上講堂でやる訳です。したがって、大きな研修プログラムでは、午前中を語学の研修、午後を外務講義にしています。現在2部3部の人たちの研修をしています。

そうしますと、午後に外務講義の場合は、語学教室は当然全部使わないわけですから、それは物すごい数が多い。講堂もあまたある教室の1つとして数えていますので、そういう点でどうしても、目いっぱいフルに活動しても稼働率は50%を上回ることはない。そういうことでございます。

小幡主査 状況は理解しましたので「市場化テスト」の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。これで外務省のヒアリングを

終わりたいと思います。

( 外務省関係者退室 )

( 農林水産省関係者入室 )

小幡主査 お忙しいところおいでいただきまして、ありがとうございます。お待たせいたしました。済みません。

それでは、続きまして、農林水産省から研修・教育施設として、農林水産研修所、食料消費技術研修館、農業技術研修館、生活技術研修館、森林技術総合研修所の管理運営業務について伺いたいと思います。

併せて、施設管理運営業務一般についても御見解をお伺いできればと思っております。

それでは、説明をお願いしたいのですが、時間が限られておりまして、申し訳ございませんが、全部併せて12～13分程度ということで、よろしく願いいたします。

松尾補佐 農林水産省の大臣官房秘書課の松尾と申します。よろしく願いいたします。

本日は、研修所が幾つか分かれておりますので、説明の方は私の方からまとめてやらせていただきたいと思います。

まず、研修所はどういったものがあるのかということを中心に簡単に御説明するために、今日は「農林水産省 農林水産研修所」というパンフレットを配らせていただいておりますので、このパンフレットに基づいて、まず簡単にどういった研修所かということを中心に御説明させていただきます。

一番最初に農林水産省研修所ということで、後ろに山が見えるものなんですけれども、これは高尾の方にございます。

1ページは、農林水産省の研修組織は大きく言うと2つに分かれておりまして、1つが農林水産研修所、もう一つが森林技術総合研修所でございます。

2ページでございますが、農林水産省の研修所の中に、農林水産研修所というのが高尾の方に設置されております。

その中で、本所のほかに食料消費技術研修館あるいは農業技術研修館、生活技術研修館の3つに分かれております。例えば真ん中の農業技術研修館というのは、茨城県の内原の方にございます。駅からかなり遠いところなんですけれども、何でそういうところにあるかということ、農業はほ場を使って、機械のことでございまして、ここは約25ヘクタールぐらいのほ場がございまして、25ヘクタールというのは、大体100m×2,500mなんですけれども、そういったほ場を用いた研修をしております。

あと、生活技術研修館というのは、つくばの研究施設に隣接しております。そういった農林水産関係の試験研究機関は、つくばの方に極めて多くございまして、そういった研究機関と連携して、いろんな地方の方々とか、あるいは地方の農林水産職員とかの研修をや

っております。

それから、一番上の食料消費技術研修館というのは、深川のところにございます。深川のところには、食糧関係の倉庫とかこういった国の備蓄しておりますいろんな米麦の倉庫などがございまして、そういったところと隣接して、食糧関係あるいは食品の安全関係の研修を行っています。

こういうふうに、農林水産研修所は4つに分かれております。

基本的なそれぞれの役割でございましてけれども、高尾にある農林水産研修所が一応本部ということで、農林水産省職員の研修を主にやっております。農林水産省の職員が今は2万8,000人ぐらいおりまして、東京の本省は4,000~5,000人でございまして、それ以外は地方にあります。地方農政局あるいは地方農政事務所ということで、食品の安全の問題ですとか、米麦の管理でございまして、いろんな施策に関することをやっております。

本所の方では、例えばこのところにも書いておるんですけども、やはり係長とか課長補佐とかは、こういったところに昇任するに当たって、しっかりと管理職員あるいは業務の研修をする必要がございますので、そういった段階になりますと、地方から東京の方に来まして、1週間なり2週間なり、きちんといろんな面から研修をしております。

また、本所では基本的に座学が中心でございまして、こういった職員以外にも、地方公共団体とかこういったところで、いろんな農林水産業の技術的なものの座学的なことをやっております。

それから、先ほど申しました3つの分館につきましては、例えばほ場があるとか研究施設に隣接しているとか、まさにそういった立地のところが研修のポイントになっておりまして、農業技術研修館では、都道府県職員にほ場を使った農業機械の安全性とか、そういった研修を行いまして、農家の方々にきちんとそういった研修の指導者といいますか、農家の方々に指導する立場の方々に対する研修ということを行っています。

次に「林野庁 森林技術総合研修所」というパンフレットを見ていただけますでしょうか。

林野庁の森林技術総合研修所の一番後ろの「組織図」というのを見ていただければと思いますけれども、大きく分けて2つございます。

1つは、先ほど農林水産研修所とありますように、この近くの近くだんですけども、本所ということで、森林技術総合研修所がございまして、ここにも若干実習林などがあるんですけども、林野関係のいろんな経営の研修でございまして、あるいは座学に必要な研修をしております。

ただ、林野関係のいろんな機械などを研修するには、やはり実習林といいますか、木がきちんと植わっているところが必要でございまして、この一番下の林業機械化センターというところで、これは群馬県の沼田の方にございます。ここは640ヘクタールぐらいの森林を使っています。640ヘクタールというのは、1,000m×6,400mなんですけれども、こういった森林を実際に使った林業機械でございまして、いろんな技術といったこと

を林業従事者や、実際に指導する都道府県職員でございますとか、そういった方の研修をこちらの方で行っております。

こういった大きく2つの研修所とそれにつながっているランチということで、農林水産省の研修組織が一応研修をしております。

本題でございますけれども「農林水産省 ヒアリング資料」ということで、今日、研修教育施設の現在の外部委託でございますとか、そういった施設管理の状況について御説明させていただきたいと思っております。

1枚目は農林水産省ということで、研修教育施設、農林水産研修所・食料消費技術研修館等、4つの研修館を書いております。

今、我々の方にお話ございましたいろんな施設管理業務のうち、警備業務あるいは設備業務、清掃業務ということで、ここに書いておるんですけれども、こういった業務については、基本的にそれぞれ外部委託を今やっております。外部委託しながら、できるだけ効率よく安く済むようにということでやっております。

今、我々が考えておりますのは、こういったところの個々の業務というのは、引き続き効率化をやっていくということでも、一応、研修館にいろいろ分かれているのと、場所、立地が4か所になっております。東京2か所、茨城県2か所と分かれているということと、また業務がそれぞれそれほど大きいお金というわけではないんですけれども、警備でございますとか、清掃などに大きく分かれております。

例えば内原のような茨城県の奥だと、なかなか一括してやってくれる人が本当にいるんだろうかということがございますので、やはり個々の業務を外部委託しているものをより精査しながら、コストを効率よくやっていくというのがいいのではないかと考えております。

森林技術総合研修所につきましても、これについては同じような考え方でございまして、やはりできるだけ委託できるものは委託して、それでコストを下げていくという中で、全部一括というのは、どこまでできるかということで、今回お示しをさせていただいております。

それから、実際の研修所のヒアリングに当たりまして、いろんな追加的な資料ということで、御用意させていただいております。

3ページ目に、農林水産研修所の方の研修施設の現在の状況が書いてあります。稼働率でございますとか、宿泊。

4ページ目に、実際の施設管理の運営に係る人員ということで書いております。人員につきましては、多分5ページ目を見ていただいた方がよろしいかと思えます。

5ページ目に、農林水産研修所ではこういった職員が働いて、どんな仕事をしているか。これは組織令的なものなので、非常にわかりにくいところがあるかもしれませんが、施設管理の話につきましては、全体で18人ですけれども、19年はまた一人削減して17人しておりますけれども、18人中この中の施設係という者と庶務係ということで、2名程

度が実際の施設の管理に携わっている者でございます。

大きく分ければ、こういう方々の仕事というのは、1つは先ほど言いましたように、外部委託している清掃でございますとか、警備といったところの発注あるいは支払いという業務がございますけれども、それはそれほど大きくなって、やはり日々の施設の修繕でございますとか、あるいはどこかが壊れたということであれば、やはり定期点検とかは外部委託して、年間を通じて安定的にお願いということによってしておりますけれども、そういった定期点検以外の安定的にお願いできないものは、日々いろいろ修繕なり、修理なりということが必要になりますので、そういったものの発注でございますとか、支払いあるいは長期的に施設のメンテというのがございますので、そういったメンテ等をやっているところでございます。

農林水産研修所でございますと、こういったことを先ほど申しました施設係あるいは庶務係がっております。ほかの研修館でございますと、そういった施設単独の係というものではなくて、例えば食料消費技術研修館でございますと、この中の総務係のところの一部、全体的な庶務と一緒にっております。あるいは農業技術研修館だと会計、生活技術研修館でございますと会計・施設管理係ということで、全体の業務の中でそういった施設の外部への委託でございますとか、あるいは修繕といったことをしております。

あとは、年間の研修のスケジュール等々を付けております。

13ページの方は、林野の関係の森林技術総合研修所を書いております。この中でも、基本的には総務課の会計係といったところで、そういった施設の管理の仕事を一部やっているのが実情でございます。

お配りしているものは、大体以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、こちらの方と意見交換をさせていただきたいと思えます。

どうぞ。

黒川専門委員 いろいろありがとうございました。幾つもあるということ、国民として初めて知ったのですけれども、2ページ辺りを見て、やはり皆様方も苦慮されているのではないかと思うのですけれども、幾つもあって、それぞれの稼働率が、特に宿泊施設などというのはすごく低い。これは本省内にあるから、それぞれの研修館全体に関する見直しということにはなかなかならないかもしれないけれども、もしかしたら独立行政法人にみんななっていれば、もっと厳しく皆様方もここを考えるのではないかと、素人ながら思う。素人というのは、独立行政法人の評価をしている委員でもあるので、そういう立場からすると、逆に今日の議題は非常にトピックが狭くて、全体の見直しが必要ではないかと思ったのが、第一印象です。

だけれども、それについては、今日は議題ではないので置きますけれども、やはり今回の問題は、全体の組織の見直しを併せて、ちょうどいい機会ですから、その文脈の中で是

非とも「市場化テスト」についても考えていただきたいというのが第1点です。

さて、そこで「市場化テスト」の方なのですけれども、とりあえず今できることは、皆様の方が御検討されることですけれども、庶務、そういうことはそれぞれあるわけで、遠いところにある。遠いところだったら、どこかやめてしまえばということになってしまふので、それを言わないとすれば、言わなくても何か共通でもうちょっと効率的にできないかということ、ただ一言遠いところにそれぞればらばらにあるから、まとめてはできないのだと言わないで、もうちょっと一段踏み込んで工夫ができないかということをお願いしたい。ここは現場の皆様の方がよくわかっているわけですので、私としては具体的な案はないのですけれども、何とか頑張って工夫の余地はないかということをもう一回御検討いただきたいということです。

それに当たっては、先ほど組織図を見せていただいたように、全体の例えば5ページにあるようなこの農林水産研修所が一番親玉というか、そこもあって、なおかつ下というか、横というか、ちょっと複雑ですね。上にあるようでまた横にあるという、この4つの全体の仕組みも併せて、それからそれぞれの方々、庶務、教務の方々もいらっしゃいますけれども、併せてそれぞれの役割分担をもう一度見直した中での施設管理運營業務ということで見直していただきたいなと思います。

ちょうどいい機会ですから、こういうときをお願いしたいということでもあります。

小幡主査 どうぞ。

内山専門委員 「市場化テスト」は今のところ適当でないというお答えなんですが、正直申し上げて、我々としてはなかなか納得しにくい点がございまして。

その点を幾つか申し上げますと、例えばこの一連の研修所、研修館について4つそれぞれ別々なものをまとめて受注できるのは大企業しかないので、業務コストがかかるということなんですが、このリーズニングがわかりません。

すなわち、普通、経済学的に考えて大規模なことは規模の経済性が働いて効率的になるわけですから、この理由がわからない。更に言えば、この4つすべてを一括で「市場化テスト」に出しても勿論結構ですし、逆にそれぞれ一つずつやっても大丈夫なわけです。どのような形が一番効率的かというのを考えてやるわけですから、正直申し上げて、これは余り論理的でないなと感じます。

このことを踏まえまして、改めて申し上げますと、やはり「市場化テスト」というのは、いわゆる普通の民間委託と幾つか違う点がございまして。

大きく2つ挙げますと、1つは総合評価方式でやるということです。一般競争入札のように価格だけでやるのではなくて、総合評価でやりますので、サービスの質の面まで含めてちゃんとできるということ。

2つ目は、先ほどの規模の経済性ということと関連しますが、今までさまざまな清掃だとか警備だとかの個別の業務を個別に民間委託されていると思うんですが、それをまとめて包括的に、複数年契約でやるということで、しかも、それをすべてマネジメントに優

れた民間企業にやらせるということで、非常に高い効率性が発揮できる可能性があるということです。

こういった点で「市場化テスト」の枠組みにのせることは、かなりメリットが高い可能性がある。必ずメリットが得られるとは申しません。メリットが高い可能性がある、ということです。

一方で「市場化テスト」にのせることのデメリットというのは余りないのではないか。仮にデメリットがあるにせよ、いずれにせよ、必ず民間にやらせなさいということではなくて、民間と比べて本当に官の側が、今、効率的にやっているかどうかをテストしましょう、市場メカニズムに照らし合わせて検証しましょうというのが「市場化テスト」の趣旨です。

ですから、最終的にやはり官の側の今のままで効率的でしたということがわかれば、それでも我々としても十分に納得するわけです。それをテストにかけないで、単に今で十分効率的だと言われても、我々としては承服し難いということでございます。

是非とも「市場化テスト」の枠組みに、法律的にのせるということを前向きに考えていただきたいと思う次第です。

小幡主査 今お2人の委員から話がありましたけれども、まさにこの4施設はいろいろな工夫がありうと思います。八王子とか高尾のように似たような場所にありますし、独法的な観点から申しますと、私もすぐに統廃合という話にしたくなるのですが、恐らく水戸の方にはこういう理由で必要だとか、恐らく研修の性格上の話になるのでしょうけれども、やはり稼働率との観点も含めて、いま一度、本当にどの程度必要なのか。やはり施設を1つ持つておくということについては、当然コストがあるわけでございますから、その必要性自身について、もう一度考えていただきたいという感じがどうしてもしております。

その上で「市場化テスト」というのは、業務の廃止も含めて検討することになっておりますので、本当の必要性をもう一度是非吟味していただきたいと思います。その上で、やはり必要性があるという場合には、いかに今よりも効率的にできるか。効率的にというだけでなく、サービスの質を見直すという観点からも「市場化テスト」というのは大変効果的ですので、場所が少し離れていても、今以上にいろいろ民間の工夫が入る可能性もございますので、そういうことも含めて是非ご検討いただきたいと思います。

本省の施設管理も実は同様のことがいえるのです。今日は直接的なお話がございますので、資料だけいただいておりますが、今、既に民間委託はそれぞれに、多分清掃などということで出していらっしゃると思いますけれども、これも包括的にすると、さまざまな形でのよりよい、今では得られないような形での効率化、サービスの向上が図れるという可能性も大いにごございますので、是非考えていただきたいと思います。

要人の方の問題とか、あるいは機密とかについてのご懸念があるのかもしれませんが、いずれにしても、セキュリティについては今と比べて本当に問題が出てくるのかということ、別に説明できていない話でございまして、これは各府省同じことだと思っております。実は



研修施設も本省も、国の行政組織と違うものが一緒に入っていると、そういうものは別としまして、いずれも、我々としては「市場化テスト」の対象にできるものと考えております。

ですから、既にほかの府省から研修施設だけでなく、本省の施設管理についても、官民競争入札の対象にできるという御返答もいただいております。したがって、農水省だけできないとか、恐らくそういう理由はないと私どもは考えております。我々としては、夏の基本方針改定に是非反映したいと思っておりますので、そのようなスケジュール感で、この研修施設は勿論ですけれども、本省も含めて「市場化テスト」の対象にするという方向で、そちらから御提案いただきたいと思っております。

我々としては「市場化テスト」の対象にできないという理由はないと思っております。ですから、効率化の観点から、どういう施設の単位で出すかというのはそれぞれ工夫の可能性はあるかもしれませんが、基本的には障害はないはずでございますので、是非そういう形での御検討をお願いしたいと思います。

それでは、本日お忙しいところどうもありがとうございました。

また事務局からも行くと思えますけれども、こちらからも更に質問等があれば、出したいと思えます。

今すぐここで御返答いただくのは無理でしょうから。

平尾課長 1点だけ、私どもが一番今回御提案いただいております包括的な契約ということで、今、主査の方からもよりよいサービス、より効率的という御示唆があったわけですが、そこが明確にわからない。イメージできないところがありまして、そこをもう少し何か御教示いただいた方が、より検討がしやすいかなと思っております。

先ほど、主査からお話がありましたように、私どもはいずれの施設もほとんど民間に委託をそれぞれの専門業者を競わせて、私どものニーズに合うような形で価格も低くしていただいているという実態でございます。それを包括的な形で、今回は5年とかいう議論もありますけれども、そういうことによってどういうメリットがあるのかとか、あるいはそこで包括的なことをすることによって経済的なという御示唆もありましたけれども、どういうふうにかえたらいいのかというのが、私どもの方では、今までは実は頭の整理ができなくて、進んでいないというのが実態でございます。

小幡主査 いつも、ここは内山先生に言いただいておりますが。

どうぞ。

内山専門委員 例えば、個別の業務を入札、契約されているところに、かなり人が張り付いていると思うんです。しかも、4つの施設それぞれでやっています。市場化テストを行えば、統括管理責任者を定めて、彼らにそういった個別の契約業務などを包括的にやらせる、あるいはその契約の監視、履行状況の監視などをやらせることによって、効率化につながる。そちらの人事システムがどうなっているかわかりませんが、いろいろな部署をぐるぐる回られていると思うので、それまで全く別のことをやられてきた人が、そうした

契約を担当する部署に来ると、契約のやり方などをいろいろ勉強するまでに時間がかかる。それだけコストがかかるということです。それを民間企業にやらせれば、そういったノウハウを既に持っている業者が総括管理的なマネジメントを行うことによって、全体として効率的なマネジメントができるということを我々としては考えております。

小幡主査 今が非常に効率的で、よいサービスも実現できていらっしゃるという自信が  
おありであれば、是非それは官民競争入札にかけていただければと思います。

現に御自身がなされているサービスの質がよく、しかも、価格も安いということであれば官が勝つわけです。そうであれば、私どもは全く構いません。

官が自分で今やっているサービスを見直して、より透明に質を高めてために公共サービス改革法はできているわけです。ですから、何が何でも民に渡せと言っているわけではないので、官民競争入札をやっても、官が勝てばよろしいのですから、自信があれば、是非官民競争入札にかけていただきたいと思うのです。結果はどうなるかわかりませんが、施設というのは、御存じのように民間でもどこでも皆持っております。いろいろな民間企業があって、それぞれ工夫してやっているところが多いので、そういうところのノウハウを入れればよりよくなるのではないかということは、しごく容易に、特に施設管理については想定できるわけです。

平尾課長 一般的にはですね。

小幡主査 ですから、自信がおありであれば、それはそれで結構だと思いますので、是非試されればよろしいと思います。

平尾課長 今回のものは、我々は先ほども説明しましたように、ほとんど民間に個々に発注しているわけです。そうしますと、競争というときに、どの部分の競争を考えて、念頭に置いたらいいのかとと思っているんです。既に民に仕事をやらせているわけです。

小幡主査 複数年度でございまして、価格だけではなくて、総合評価でいきます。

平尾課長 民競争になるわけですか。

小幡主査 ですから、今なさっているものがあるわけですね。官民競争入札の場合は、今、御自分の方で出しているいらっしゃるものがあるわけですから、それ自体が官のやっていることとして比較対象になります。それと民が競争することになります。民間競争入札ではなくて、官民競争入札の場合はそういうことになります。

民間競争入札の場合は、こういうことでやってくれるところはないかという形で出して、民だけで競争する。これが民間競争入札です。

公共サービス改革法は、どちらも可能ではあります。ですから、どちらを選ばれるかですが、ここでは民間競争入札でも別に構わないと思います。

黒川専門委員 先ほども言いましたように、ちょうどいい機会なので、組織の見直しをやるきっかけになると思うのです。今、個別業務を発注しているとすると、それをやっている方は公務員の方がいらっしゃるでしょう。その方々にどのくらいコストがかかっているか。ですから、当然、共通費の配付とか、そういうのも今まで余りなかったか

もしれないけれども、個別の事務・事業とまでもいきません。もうちょっと下のことももしれませんが、そういうものにどのくらいコストがかかっているかということももう少しと把握してみるというきっかけになるかもしれない。

一番困るのは共通費の配付とか、その辺がよくわからないだろう。いつもおっしゃるように、事務・事業のコストとベネフィットの比較のときにもそうおっしゃるのですけれども、そうなのです。でも、恐らくこれは別のところでも議論したのですけれども、こういうことに参加することによって、共通費の配付みたいなものも経験する。それぞれの省庁あるいは現場の方々が工夫される効果もあるだろうと思います。それをやらないとなかなかデータが出ないのです。

平尾課長 常に工夫して、いいサービスを確保しなければいけないというのが前提です。

小幡主査 時間が余りないのですが、これは、農水省だけの話ではないので、今、我々の方では民間競争入札も進んでおりまして、いろいろ蓄積ができております。それはまた事務局の方に問い合わせさせていただいて、どういうふうな比べ方をするかとか、既実績がございますので、お答えできると思います。それで検討いただきたいと思います。

平尾課長 ちょっと勉強不足もありまして、今回、御提案いただいたのはよくわかりません。申し訳ございません。

小幡主査 官民競争入札というのはわかりにくいと言われておりまして、それはまた事務局の方をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これでヒアリングは本日の分は終了したいと思います。

本日の「施設・研修等分科会」はこれで終了といたします。

次回の分科会は、6月中下旬を予定しておりますので、詳細につきましては、後日、事務局より御連絡いたします。

どうも御苦勞様でございました。

引き続き、委員懇談会を開催いたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

(農林水産省関係者退室)

(傍聴者退室)